#### 春日井市LGBTQフレンドリー企業登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、互いに個性を尊重し、誰もが自分らしく輝ける社会の実現を目指し、官民一体となって性的マイノリティの理解の促進に寄与するため、春日井市LGBTQフレンドリー企業の登録に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) LGBTQ 典型的とされていない性自認や性的指向を持つ者をいう。
  - (2) LGBTQフレンドリー基準 企業において必要なLGBTQへの取組や対応について、その推進状況を図る基準として定めるものをいう。
  - (3) 企業 法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。
  - (4) 事業所 事務所、本店、支店、工場、営業所その他の事業を行う場所又は施設をいう。

(対象)

- 第3条 LGBTQフレンドリー企業に登録することができる企業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 春日井市内に事業所があること。
  - (2) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)の性的指向・性自認に係る講ずべき措置のほか、別表に定めるLGBTQフレンドリー基準各項に1つ以上該当すること。
- 2 前項の規定に関わらず、企業が次の各号のいずれかに該当するときは、当該企業 を登録しないものとする。
  - (1) 過去3年以内に、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) その他の労働に関する法令について不正又は著しく不当な行為をしたとき。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、過去3年以内に事業に関して法令に違反し、行政処分を受けたとき。
  - (3) 市税を滞納しているとき。

- (4) 過去3年以内に偽りその他不正な手段により第4条の登録又は第8条第2項 の更新を受けようとしたとき。
- (5) 春日井市暴力団排除条例(平成23年春日井市条例第28号)第2条第2号に規定する暴力団員が役員となっている企業又は同条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する企業であるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、登録をすることが社会通念上適切でないと認められるとき。

(登録の方法)

- 第4条 市長は、LGBTQフレンドリー基準について、あらかじめ公表しなければならない。
- 2 登録を受けようとする企業は、春日井市LGBTQフレンドリー企業登録申請書 (第1号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出するものとする。
- 3 前項の申請書には、記載内容に関する説明資料、写真又は図面等を書面又は電磁 的記録(以下「書面等」という。)によって添付しなければならない。
- 4 市長は、申請のあった企業の取組内容が、前条第1項第2号に該当することを書 面等により確認するものとする。
- 5 市長は、前項の規定によりLGBTQフレンドリー基準を満たした企業をLGB TQフレンドリー企業として登録し、登録証(第2号様式)を交付するものとす る。

(登録の単位)

第5条 前条に規定するLGBTQフレンドリー企業登録は、企業単位又は事業所単位とする。

(変更、辞退及び廃止の届出)

- 第6条 登録を受けた企業は、次の各号に掲げる場合には、春日井市LGBTQフレンドリー企業申請事項(変更・辞退・廃止)届出書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。
  - (1) 申請書に記載した名称を変更したとき。
  - (2) 申請書に記載した所在地を変更したとき。
  - (3) 申請書に記載した取組内容、実施状況に変更があったとき。
  - (4) 合併又は解散、事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があった

とき。

(5) 登録を辞退しようとするとき。

(確認調查)

第7条 市長は、必要に応じて企業に対し調査を実施し、申請内容の確認を行うことができる。

(登録の有効期間及び更新)

- 第8条 登録を受けた企業の有効期間は、登録日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までとする。
- 2 前項の有効期間の満了に際し、引き続きLGBTQフレンドリー企業として登録 しようとするときは、有効期間の満了前までに更新を受けなければならない。た だし、更新に必要な行為は、有効期間満了の6月前から行うことができるものと する。
- 3 前項に規定する更新手続は、第4条の規定を準用する。

(登録の取消)

- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録の取消を行う ことができる。
  - (1) 第3条第1項各号に該当しなくなったとき又は同条第2項各号に該当することとなったとき。
  - (2) 登録を継続することが社会通念上適切でないと認められるとき。 (市の役割)
- 第10条 市長は、登録を受けた企業の名称、取組内容その他必要な事項について情報 を発信し、広く市民等に周知されるよう広報活動に努めるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

## 別表(第3条関係)

	項目	登録基準
1	基本方針に関すること	企業の社内規程等にLGBTQへの差別やLGBT
		Qへのハラスメントの禁止に関する記述がある。
2	内部体制に関すること	従業員がLGBTQに関する悩みを打ち明けられる
		体制がある。
3	啓発に関すること	従業員向けにLGBTQに関する研修やセミナーを
		年1回以上実施している。
4	福利厚生に関すること	同性パートナーへの福利厚生等が認められている。
5	配慮に関すること	LGBTQの従業員及び顧客に配慮し、利用しやす
		い環境の整備やサービスがある。
6	協力連携に関すること	春日井市近郊において、LGBTQへの理解を促進
		するための社会貢献活動を行っている。

### 春日井市LGBTQフレンドリー企業登録申請書(新規・更新)

(宛先)春日井市長

			年	月	日	
申請者(企業・事業所情報)						
企業·事業所名						
代表者役職·氏名						
事業所·事務所 所在地(市内)	〒					
企業概要		(従業員数:	人	.)		
HPアドレス						
l= 11 ±4	(所属・役職・氏名)					
担当者	(電話·FAX)	(Eメール)				

春日井市LGBTQフレンドリー企業登録要綱第4条に基づき、登録を申請します。

	□ -基本方針-				
	企業の社内規程等にLGBTQへの差別やLGBTQへのハラスメントの禁止に関する				
	記述がある。				
	□ -内部体制-				
	従業員がLGBTQに関する悩みを打ち明けられる体制がある。				
取	□ -啓発-				
	従業員向けにLGBTQに関する研修やセミナーを年1回以上実施している。				
組	□ -福利厚生-				
内	同性パートナーへの福利厚生等が認められている。				
	□ -配慮-				
容	LGBTQの従業員及び顧客に配慮し、利用しやすい環境の整備やサービスがある。				
	□ -協力連携-				
	春日井市近郊において、LGBTQへの理解を促進するための社会貢献活動を行っ				
	ている。				
	□ -その他の取組-				
	市長が適当と認めるもの。				

#### 【確認事項】

市が貴社の情報を発信することについて	同意する・同意しない
要綱第3条第2項各号について	該当します・該当しません

(取組の概要)	

※申請書のほか、記載内容に関する説明資料、写真、図面等を書面又は電磁的記録により提出すること。

# 春日井市LGBTQフレンドリー企業登録証

		<del>l</del> ¥			
		<u>様</u>			
		<b>/</b> ^^			
春日井市 LGB	ΓQフレン	バリー企業	登録要綱	配基づ	€、LGBTQ
フレンドリー企業	として登	録したことを	を証しま <sup>・</sup>	₫ 。	
登録有効期間 年	月	日から	年	月	日まで
			年	月	日
		春日井市	툱		

#### 春日井市LGBTQフレンドリー企業申請事項(変更・辞退・廃止)届出書

(宛先)春日井市長

					年	月	日
	届	出	者				
企業·事業所名							
代表者役職·氏名							
事業所·事務所 所在地(市内)	〒						
	(所属・役職・氏名)						
担当者	(電話·FAX)			(Eメール	)		

春日井市LGBTQフレンドリー企業登録要綱第6条に基づき、春日井市 LGBTQフレンドリー企業の申請事項について、次のとおり届出します。

区分		□変更	□辞退	口廃止
変更・辞退・廃止 年月日		年	月	日
変更した	変更前			
事項	変更後			
変更・辞退・廃止の理由				

<sup>※</sup>事業所単位の場合は、事業所の代表者氏名で届出すること。

<sup>※「</sup>区分」の欄中該当する口にレを記入すること。

<sup>※</sup>取組内容の変更の場合は、この届出書のほか、記載内容に関する説明資料、写真、図面等を書面又は電磁的記録により提出すること。